入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年8月23日
契約職　国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所長　鎌田　照章

◎調達機関番号　546　◎所在地番号　01

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　すべり抵抗測定装置購入
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成29年12月１日まで。
⑸　納入場所　苫小牧市
⑹　入札方法　総額を記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28・29・30年度の物品・役務における（全省庁統一資格）「物品の製造」または「物品の販売」の資格を有し、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　当所における仕様条件を満たしている者。
⑷　申請書の提出期限の日から開札までの期間に、北海道開発局から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒062―8602　札幌市豊平区平岸１条３丁目１―34　国立研究開発法人土木研究所　寒地土木研究所　経理課契約担当　矢元　敬晃
電話011―841―1629
⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。又は、寒地土木研究所ホームページ上で掲載
http://www.ceri.go.jp/contents/choutastu/20160823/20160823.html
⑶　証明書等の提出期限
平成28年９月26日11時00分
⑷　入札書の提出期限
平成28年10月12日17時15分
⑸　開札の日時及び場所　平成28年10月13日13時30分　国立研究開発法人土木研究所　寒地土木研究所　管理棟１階　講堂

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、上記２に示す必要な証明書等を所定の提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約職からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第12条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表　入札説明書による。
⑼　その他　詳細は、入札説明書による。
なお、国立研究開発法人土木研究所　寒地土木研究所競争契約入札心得（寒地土木研究所ホームページ上に掲載）を必ず熟読すること。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Teruaki Kamada, Director General of Civil Engineering Research Institute for Cold Region in Public Works Research Institute
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Full-locked wheel tester purchase
⑷　Delivery period : 1, December 2017
⑸　Delivery place : Tomakomai-shi
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Public Works Research Institute Contract Code
②　have “Manufacturers of products” or “Sale of products” in the Hokkaido area in terms of the qualification for participating in tenders by all Ministries and Agencies in the fiscal years 2016, 2017 and 2018
③　meet the requirements of specifications
④　not be currently under suspension of nomination by Hokkaido Regional Development Bureau
⑤　not be the Eligibility contractor that a gangster influences management substanti ally or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑺　Time limit for the submission of application form and relevant documents for qualification : 11 : 00, 26, September 2016
⑻　Time limit for tender : 17 : 15, 12, October 2016
⑼　Contact point for the notice : Takaaki Yamoto, Accounting and Contract Division Incorporated Administrative Agency Public Works Research Institute, Civil Engineering Research Institute for Cold Region, 1―3―1―34, Hiragishi, Toyohira-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 062―8602, Japan TEL 011―841―1629

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年８月23日
大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長　北川源四郎

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

○第６号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　自走式水中撮像ロボット装置一式　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成29年３月31日
⑸　納入場所　国立極地研究所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の契約事務取扱規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成28年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付け号外政府調達第240号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を情報・システム研究機構長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。